

令和元年第9回農業委員会総会議事録

開催年月日		令和元年10月25日（金）						
開催場所		白岡市役所4階特別大会議室						
開催時間 及び宣告者		開 会	午前 9時00分		議 長	進 藤 貴 一		
		閉 会	午前 9時35分		議 長	進 藤 貴 一		
議 長	進 藤 貴 一		臨時議長			仮議長		
委員 出席 状況	農 業 委 員				推 進 委 員			
	席次番号	氏 名		摘要	席次番号	氏 名		摘要
	1	吉 澤 眞 吉		出席	1	齋 藤 美 佐 夫		出席
	2	鈴 木 健 一		出席	2	長 澤 い と		出席
	3	関 山 功 一		欠席	3	吉 田 敏 雄		出席
	4	進 藤 貴 一		出席	4	大 久 保 要 夫		出席
	5	小 野 田 憲 司		出席	5	細 井 和 夫		出席
	6	小 島 俊 雄		出席	6	渡 邊 明 子		出席
	7	八 木 橋 健 一		出席	7	飯 田 孝		出席
	8	江 原 勝		出席	8	安 野 和 好		出席
	9	井 上 日 出 巳		出席	9	山 岸 良 一		出席
	10	岩 上 賢		出席				
	11	荒 井 肇		出席				
	12	白 石 富 子		出席				
	13	江 口 泰 夫		出席		出席者		22名
	14	大 山 峰 夫		出席		欠席者		1名
議事参与制限 を受ける委員		● ● ●		会長からの 出席要請者				
事務局		事務局長	嶋崎 徹		主幹	手島 淳		
		主査	大塚 一隆		主任	安藤 寛子		
		主任	塩村 孝太郎					
説明員		主幹	手島 淳		主査	大塚 一隆		
		主任	塩村 孝太郎					

審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の見解について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) その他

議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和元年第9回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつをお願いいたします。
会長	あいさつ（省略）
局長	本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。 お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。
局長	現在の出席委員は農業委員14名中13名、推進委員9名でございます。 農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。 【開会 午前9時00分】
議長	現在出席委員13名であり定足数に達しておりますので、これから第9回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に小野田委員、小島委員を指名いたします。
<u>議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について</u>	
議長	日程第1 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。 総会資料の2ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。 申請書類を確認したところ、譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積31.44a、農業従事者は1人、農業従事日数は350日、農機具については、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、軽トラ1台を所有しています。 以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 番号2につきましては、農業経営規模拡大のため、譲受人が、譲渡人から、売買により所有権を移転するものです。 申請書類を確認したところ、譲受人の農業経営の状況につきましては、耕作面積

議長 委員 議長 議長 議長 議長	31. 44a、農業従事者は1人、農業従事日数は350日、農機具については、トラクター1台、コンバイン1台、田植機1台、乾燥機1台、軽トラ1台を所有しています。 以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 説明が終了しました。本来はこのまま審議を始めるところですが、本案は、●●委員の親族に係る事項となりますので、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、議事参与の制限に該当するため、審議の間、●●委員は一時退室をお願いいたします。 これから番号1及び番号2の現地確認の報告を委員にお願いいたします。 番号1及び2について10月18日に現地確認を行いました。 現地案内図の1ページ及び2ページ目を御覧ください。 現在、申請地は農地として利用されており、耕作機械については事務局の説明のとおり所有しており、所有している農地は全て耕作されておりました。つきましては、今後も耕作されると判断いたしました。 皆様の御審議をお願いします。 報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 [質疑等なしという声あり] 議長 質疑なしと認めます。 議長 お諮りします。本案については、取得事由を相当とし、農機具・労働力・作付計画等から取得後、地域農業との調和を図りつつ十分効率利用できるものと認め、許可することで御異議ございませんか。 [異議なしという声あり] 議長 異議なしと認めます。よって議案第19号については原案のとおり決定します。●●委員は入室してください。
<u>議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について</u>	
議長 事務局	日程第2 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は2件でございます。 総会資料の3ページ目を御覧願います。 番号1につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸物件で生活しておりますが、子供の

	出産や子育てに伴って、自己用住宅を建築したいと考え、今回申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。 番号２につきましては、譲受人が譲渡人から売買により所有権を移転し、住宅敷として転用するための申請です。 譲受人につきましては、現在、市内の賃貸物件で生活しておりますが、手狭になってきたため、自己用住宅を建築したいと考え、今回申請がなされたものです。 申請地の農地区分につきましては、甲種、第１種、第３種農地のいずれの要件にも該当しない農地という理由から、第２種農地と判断されます。 また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われます。
議長	説明が終了しました。委員から報告をお願いいたします。
委員	番号１及び番号２について１０月２０日に現地確認を行いました。 現地案内図の３ページを御覧ください。 申請地は１０ha以上の集団農地とは認められませんでした。 周辺はすでに宅地として利用されており、今後も市街化として発展していく可能性が高い地域です。 申請地は下草も綺麗に刈られ、農地として管理されており、違反等はありません。 また、転用理由等は事務局説明のとおりです。 したがいまして、本案につきましては付近の状況や転用理由等から転用についてやむを得ないと判断しました。皆様の審議をお願いします。
議長	報告が終了しました。これより御意見・御質疑等をお伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。 〔質疑等なしという声あり〕
議長	質疑なしと認めます。
議長	お諮りします。本案については、事務局の説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。 〔異議なしという声あり〕
議長	異議なしと認めます。よって議案第２０号については原案のとおり決定します。
議長	以上をもちまして、議案第１９号及び第２０号に係る議事を終了いたします。

議長	引き続き協議報告会を開催いたします。
<u>協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
<u>協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分</u>	
議長	協議報告事項 1、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出に対する専決処分について、協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について を事務局から説明をいたさせます。
事務局	協議報告事項 1 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 1 件でございます。 総会資料の 5 ページ目を御覧願います。
事務局	番号 1 につきましては、駐車場敷のための転用です。 続きまして、協議報告事項 2 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の転用届出に関する専決処分について でございますが、今回報告は 1 3 件でございます。 総会資料の 6 ページから 8 ページ目を御覧願います。
事務局	番号 1, 2 につきましては、老人ホームのための転用です。 番号 3, 5 につきましては、分譲住宅敷のための転用です。 番号 4, 6 から 1 3 につきましては、住宅敷のための転用です。
議長	説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。 御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。
委員	協議報告事項 2 の登記地目が宅地及び雑種地であれば現況が農地でも農地法の縛りはかからないのではないのでしょうか。
事務局	登記地目に関わらず、現況が農地であれば農地法上の手続きは必要となる。
局長	今回のケースは、農業委員会で整備している農地台帳上で登録されている農地（現に耕作の用に供している農地）であるため、
議長	農地転用出来ない訳でなく、書類上の手続きが必要ということだと思います。
委員	逆のケース、登記地目が農地で現況が雑種地等の場合はどうでしょうか。
局長	その場合は、違反となりますので指導の対象となります。
委員	現況主義で農地法の判断を行うのであれば、今回とは逆の場合を含め、農地の取扱いの整理をしておいた方がよいのでは。
議長	今回は現況が農地の土地を転用することによろしいのでしょうか。
事務局	そうなります。
委員	税務課や他の担当課と連携を取る等して適正な判断を検討してください。

議長	他に質疑等ございますか。 [質疑等なしという声あり]
議長	質疑なしと認めます。
<u>協議報告事項 3 その他</u>	
議長	質疑もないようですので、協議報告事項 3 その他に移ります。
事務局	事務局から内容説明をいたさせます。 ○農業祭について ・ 開始時間は昨年同様午前 9 時 45 分頃から ・ 50 円単位販売の確認 ・ <u>出品物には必ず議席番号と値段を書いたシールを貼ること。</u> ・ 要望があったため、昨年の出品物の一覧をお配りしてあります。 ・ 提出された出品票により、「出品荷受け・売上一覧」は当日までに準備する。 追加販売分は当日手書きで対応していただきたい。 ・ 品評会のお願い（日程・品評会） ○農業委員活動記録の提出について ・ 提出のご協力ありがとうございました。 ○来月の農地パトロールについて ・ 11 月 12 日 井上委員・篠津地区推進委員 ・ 11 月 26 日 進藤委員・大山地区推進委員 必要に応じて日程変更をお願いします。 また、日程変更を行った場合には、事務局まで連絡をお願いします。 ○来月総会 ・ 11 月 25 日（月）午前 9 時 ・ 議事録署名委員の小野田委員、小島委員の両委員は来月印鑑をお願いします。 以上で、協議報告事項 3 その他を終わります。
議長	農業祭への出品について、台風等の天候の影響があるかと思いますが、なるべく多くの品目の出品にご協力お願いいたします。
議長	内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。
議長	その他に御意見・御質疑等ございませんか。
議長	無いようですので、以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。 【終了 午前 9 時 35 分】

